

## 総合事業サービスの事業者指定について

平成 29 年 2 月より、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定の申請を受付けています。

### 指定申請の対象となる事業

#### 【相当サービス事業】

- ・介護予防訪問介護相当サービス事業
- ・介護予防通所介護相当サービス事業

#### 【サービスA事業】

- ・訪問型サービスA事業
- ・通所型サービスA事業

### 指定申請受付期間について

指定申請の受付については、その期間・期限を設けています。

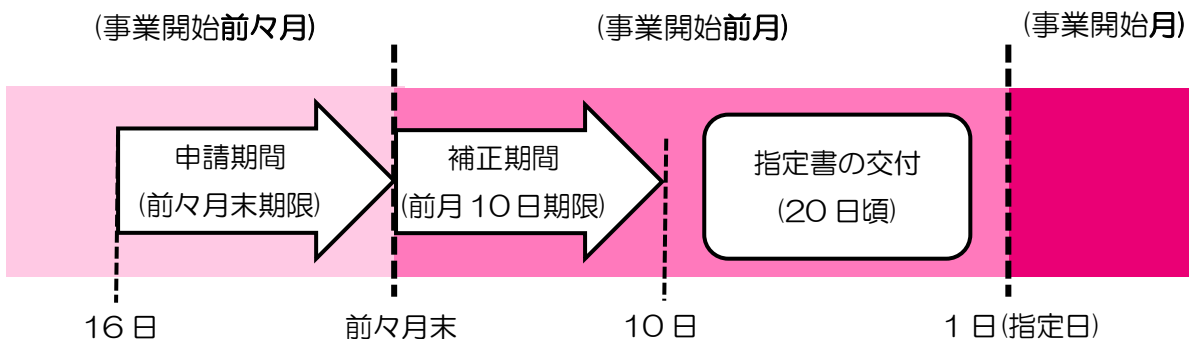
- ・サービスの指定日：毎月1日付け
- ・受付期間：事業開始月の前々月の16日（※1）から前々月末（※2）までに申請書類を提出  
事業開始月の前月の10日（※1）までに補正完了する（申請書類が不備なく揃う）  
ものについて、指定を行います。

（※1 土日祝等の場合はその翌開庁日、※2 土日祝等の場合はその前開庁日）

- ・提出先：河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課
- ・郵送不可

**※事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。なるべく事業開始月の前々月上旬頃までにご連絡願います。（TEL:0721-53-1111）**

#### 【指定申請スケジュール】



#### 例）5月から事業を開始する場合（5月1日指定）

3月16日～3月末までの間に、ご予約の上申請にお越しいただき、かつ4月10日までにすべての申請書類をご提出いただく必要があります。

## 【介護予防通所介護相当サービス事業・通所型サービスA事業の指定について】

新規に介護予防通所介護相当サービス事業及び通所型サービスA事業を始められる場合は、**事前協議が必要となります。**

### 介護予防通所介護相当サービス

設備基準等は介護予防通所介護と同様のため、提出書類等の詳細は南河内広域事務局広域福祉課のホームページをご覧ください。

### 通所型サービスA事業

本課ホームページの「通所型サービスA事業事前協議について」をご覧ください。

## 提出書類

新規申請される場合は、相当サービス事業、Aサービス事業ともにすべての申請書類の提出が必要となります。提出書類については本課ホームページの「訪問相当・A指定書類チェックリスト」及び「通所相当・A指定書類チェックリスト」をご覧ください。

※H27.3.31 以前に介護予防訪問・介護予防通所の指定（みなし指定）を受けている事業者およびH27.4.1 以降に介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けている事業者については、提出書類の一部を省略できます。詳しくは【平成29年4月1日より総合事業サービスを実施する場合の事業者指定について（南河内広域圏内の事業者向け）】をご覧ください。

## 手数料について

### 【相当サービス事業】

手数料が必要です。また、他サービスとの同時申請による手数料の減額はありません。

指定申請受付時に納付書をお渡ししますので、納付方法等詳細につきましては、その際にご説明いたします。

**指定申請手数料 1件 30,000円**

**更新手数料 1件 10,000円**

### <手数料の納付が必要となる申請時期について>

平成29年4月1日以降に指定申請した分から手数料が必要となります。

平成29年5月1日指定分については、申請受付期間が平成29年3月16日～平成29年3月末までとなるため、手数料はかかりません。

したがって、**平成29年6月1日指定（事業開始）**の新規指定申請から対象となります。

### 【サービスA事業】

指定及び更新の手数料は不要です。

## 指定を受けるための要件について

### ①法人であり、定款の目的欄に当該事業に関する記載があり、その旨登記していること

#### 【株式会社などの営利法人や特定非営利活動法人の場合】

- ・「介護保険法に基づく第一号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第一号通所事業」
- ・「介護保険法に基づく第一号事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」 など

#### 【医療法人・社会福祉法人などの、監督官庁等がある法人（特定非営利活動法人を除く）の場合】

定款への記載方法や定款変更認可手続き（スケジュール等）について、必ず事前に所轄・監督官庁にご相談・ご確認願います。

### ②事業所従業員の知識及び技能並びに人員および事業所の設備等が、市の下記規則及び要領で定める基準を満たしており、規則及び要領で定める運営方針等に従って適正な事業の運営ができること

- 河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業者の指定等に関する規則
- 河内長野市介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領
- 河内長野市訪問型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領
- 河内長野市介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領
- 河内長野市通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

### ③法人の役員や管理者が、法に定める欠格事由（※）に該当しないこと

（※下記は欠格事由の概略です。詳細については上記市の規則をご確認願います。）

- ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・介護保険法や労働に関する法律、その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・社会保険料や労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、引き続き滞納している者
- ・5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ・指定取消処分から5年を経過しない者（指定取消手続き中に自ら廃止届を行った者を含む）

など

## 注意事項

### 【事業所設置場所について】

地域によっては、市街化調整区域など、都市計画法等の規定により、介護保険事業を行えない、または制限や条件等がある地域があります。事業所設置場所を決定される前に、必ず関連部署へ事業実施の可否等を確認してください。

### 【賃貸借契約書について】

賃貸物件で事業を行う場合、物件所有者と賃貸借契約を交わしていただく必要がありますが、内容に不備があった場合に、申請期間中に修正が間に合わない可能性がありますので、あらかじめ以下の点にご留意いただいた上で契約を行ってください。

#### <補正対象例>

×借主が、法人代表者個人名義となっている。

→借主は事業者である法人の名義である必要があります。(法人が使用権限を確保する必要があります。)

×使用目的・用途などが、「居宅」「倉庫」「工場」などとなっている。

→介護保険事業を行うことについて、貸主から承諾を得ていないということになるため、使用目的・用途などは、「介護保険事業」「訪問介護事業」「事務所」などと規定していただく必要があります。

×契約期間が短期間（おおむね5年以内）であるが、期間満了後に契約を更新できる旨の規定がない。

→このような場合、介護保険事業を安定的に行えないものとして補正を求めることがあります。

### 【損害賠償責任保険について】

申請事業所の営業開始日時が保険の効力発生日時以降でも、あくまで指定事業所が賠償責任を負う可能性は、指定日（1日）の0時から発生します。

#### <補正対象例>

×保険期間の始期（保険の効力発生日時）が、指定日（1日）の「8時から」などとなっている。

×1日が休日なので保険期間の開始日を「0月2日から」等と設定している。

上記のような場合、契約内容の変更（補正）を指示することとなりますが、契約内容の変更には時間を要することが多いので、必ずご契約の前に、保険の開始日時を保険会社の担当者へご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、保険開始時刻が一律に決まっており、「0時から」といった設定ができない保険会社の場合は、保険開始時を前日以前に設定してください。

### 【事業所の間取り（区画）について】

事業所の間取り（区画）については、個別の申請ごとに平面図を精査し、事業を運営するにあたっての支障の有無等を判断することとなります。

#### <補正対象例>

- ×（居宅併設等において）居住者が、事業所の専用区画を通らないとほかの居住スペースに移動できないケース
- ×相談室を通過しないと他の部屋等へ移動できないケース
- ×手指洗浄設備が、従業員の動線から離れているケース
- ×通所介護など他事業の利用者が利用する区画を通過するケース

### その他の留意事項

- ・総合事業にかかる指定については本市にて実施しますが、その他のサービスの指定申請等は、今までどおり南河内広域事務室広域福祉課にて手続きを行ってください。
- ・総合事業のサービスについては各市町村で指定を行います。本市以外の市町村が保険者となっている利用者にサービスを提供する場合、事前に当該市町村の指定が必要となりますので、当該市町村へ指定の手続きについてお問い合わせください。